

コンクリートポール診断士規程

2019年10月3日改訂

第1章 総則

目 的

第1条

本規程はコンクリートポール診断士協会（以下、「本会」という。）が行う認定資格を定めて、適正な活用を図るための諸規定である。この制度は、コンクリートポール（以下、「ポール」という。）の調査診断、維持補修に関する助言あるいは業務を遂行する能力を有する者が、ポールの健全な使用状態を保持管理することを目的とした職務能力資格として、本会が認定するものである。

認定資格

第2条

本規程に基づき認定する資格は次のとおりとする。

1. コンクリートポール診断士

定義

第3条

本規程に基づき認定する資格の定義は、次のとおりとする。

コンクリートポール診断士とは、本規程第6条に定める登録を受け、コンクリートポール診断士の名称を用いてポールの劣化損傷についての調査診断技術に関する高等の専門的知識を習得し、維持補修等に関する適切な指導・助言業務を行うことができる者をいう。

第4条

コンクリートポール診断士の認定基準

コンクリートポール診断士資格認定試験合格者は、第9条に定める申請・審査の後、コンクリートポール診断士として認定・登録される。

名称の使用

第5条

第4条により認定・登録を受けたものは『コンクリートポール診断士』の名称を用

いることができる。但し、第 8 条のいずれかに該当するに至ったときには『コンクリートポール診断士』の名称を使用することはできない。

第 2 章 資格認定・登録

委員会の審査事項

第 6 条

第 3 条に定める資格の認定・登録を受けようとする者は、第 4 条で合格の決定がなされた後、本会で登録を行なうものとする。

但し、登録の有効期間は 5 年間とし、更新する場合は、必要書類及び更新手数料を添えて本会に申請しなければならない。

資格登録者名簿

第 7 条

本会は、資格登録者名簿を作成し、本会事務局に備える。名簿については個人情報保護の観点から外部への持ち出しを行わない。

登録の抹消

第 8 条

本会は、第 6 条に定める認定・登録を受けた者が登録手続きにおける重要事項について、告知を怠り又は虚偽の報告を行ったことが判明した場合、又は第 9 条の倫理綱領に著しく違反したことが認められた場合には当該登録を取り消すことができる。又、登録を抹消した場合は、その事由を付記した書面により、その旨を当該処分対象者に通知しなければならない。

第 3 章 倫理綱領

コンクリートポール診断士倫理綱領

第 9 条

コンクリートポール診断士は、職業倫理として次の事項に関する義務と責務を負うものとする。

1. 良心と信用を重んじ、コンクリートポール診断士の信用を失墜させる行為を行ってはならない。
2. 業務上知り得る事項についての秘密の漏洩、盗用は決して行わない。またコンクリートポール診断士資格を喪失した後も同様とする。
3. ポール診断士は履行業務に関して、その名称を表示するときは診断士登録カードを携帯、明示すること。
4. コンクリートポール診断士は、常に業務に関する新たな知識の習得や技術の向上に努める責務を有する。

第4章 教育訓練

教育訓練

第10条

本会は本資格受験者を対象とした「技術講習会」を実施するものとし、講習会に使用するテキストは本会で作成する。また、資格の更新にあたっては必要に応じて再教育を実施するものとする。

第5章 附則

第11条

本規程について、必要な事項及び疑義が生じた場合は運営委員会の審議を経て別に定めるものとする。

以上